

申込確認書

入所申込にあたっての確認事項

* 確認欄にチェックの上、末尾に署名、捺印をお願いします。

「保育所(園)のしおり」を読み、内容についてご理解いただけましたか。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込内容が事実と異なる場合は、入所(園)の内定や決定を取り消すことがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
選考は締切日までに提出された書類によって行われます。 書類不備の場合は審査の対象になりません。	確認しました <input type="checkbox"/>
申込内容が変更になった場合(仕事内容変更・妊娠出産等)には、変更届を提出してください。なお、入所の内定・入所後に勤務状況の変更や家庭状況に変更等があった場合は内定取消または退所(園)となることがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
証明書類の記載に整合性がない場合や不明な点がある場合には、事業主に問い合わせることがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
入所(園)月に一度も園に通所(園)しない場合、事実が判明した時点で内定取り消しまたは、退所(園)となります。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育所(園)でお子さんをお預かりする時間は、保護者の勤務時間、通勤時間を合わせた最低限の時間となります。買い物や保護者の食事、夕食の準備は含まれません。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育時間の認定は勤務時間により認定されます。勤務時間が短いなどの理由で短時間保育時間に認定された方で標準時間に変更を希望される場合は、現状の聞き取りをさせていただきます。	確認しました <input type="checkbox"/>
在所(園)中に第2子等の出産により育児休業を取得した場合、その期間中は、短時間保育時間となります。(教育・保育給付認定の変更をさせていただきます。)	確認しました <input type="checkbox"/>
入所(園)月が産休中、あるいは産後12週にあたる場合で、入所(園)中の復帰がない場合は、内定取り消しまたは退所(園)となる場合があります。申込時点または、内定までに妊娠が判明した場合は、必ず申し出てください。	確認しました <input type="checkbox"/>
求職を理由に申請され就職をした方は、2週間以内に就労証明書を提出してください。求職活動の認定期間3ヶ月の間に提出のない場合、退所(園)していただきます。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育所(園)利用料算定の為に資料の提出が必要な場合、町から連絡をしますので速やかに提出してください。提出が遅れた場合、最高階層(10階層)で算定させていただきますので、あらかじめご了承ください。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育所(園)利用料は口座振替でのお支払いをお願いしています。口座振替手続き完了までは納付書でのお支払いになります。認定こども園や他市町村の公立保育所に入所が決まった場合は、それぞれの施設、市町村にお問い合わせください。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育所利用料は指定された期日にまでに必ずお支払ください。滞納がある場合自宅・勤務先・祖父母等に電話による確認を行う場合があります。また、納付期限内に納入されない場合は、児童手当から直接徴収を行います。	確認しました <input type="checkbox"/>
保育所利用料の滞納がある世帯は、入所(園)選考に不利になることがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>
祖父母等と同居している場合で、父母の所得が103万円以下の場合、家計の主宰者を同居の祖父母等として、祖父母の税額で保育所利用料を算定する場合があります。	確認しました <input type="checkbox"/>
面接、集団生活等により、生活面・行動面で気になることがある場合に、関係機関と連携をとることがあります。また、町から通所している保育施設に児童の状況や保育要件等情報を提供することがあります。	確認しました <input type="checkbox"/>

入所(園)申込にあたり、本申込確認書の事項について、確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

㊞